

第 1 0 回西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

日時：平成 1 5 年 8 月 1 4 日（木）午後 1 時 3 0 分

場所：東予市総合福祉センター 2 階会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 議 事

（ 1 ）継続協議事項

協議第 1 0 号 地方税の取扱い（その 1 ）について

協議第 1 5 号 地方税の取扱い（その 2 ）について

協議第 2 8 号 一般職の身分の取扱いについて

協議第 2 9 号 各種事務事業（消防防災関係）の取扱い（その 1 ）について

協議第 3 0 号 各種事務事業（人権・同和対策関係）の取扱いについて

（ 2 ）新規協議事項

協議第 3 2 号 各種事務事業（国民健康保険事業関係）の取扱いについて

協議第 3 3 号 各種事務事業（介護保険事業関係）の取扱いについて

協議第 3 4 号 各種事務事業（福祉関係）の取扱いについて

協議第 3 5 号 各種事務事業（保健関係）の取扱いについて

協議第 3 6 号 各種事務事業（消防防災関係）の取扱い（その 2 ）について

協議第 3 7 号 各種事務事業（教育関係）の取扱い（その 1 ）について

協議第 3 8 号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

協議第 3 9 号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

協議第 4 0 号 特別職の職員の身分の取扱いについて

4 その他

(1) 第 1 1 回会議の開催日時について

(2) 黒谷地区の境界変更について

5 閉会

○出席委員

伊藤 宏太郎	青野 勝	渡部 高尚	塩出 皓治
石川 昭司	近藤 経美	北野 英昭	戸田 健一
伊藤 孝司	越智 宏司	岡田 初	真鍋 行義
井上 豊實	荃田 元近	徳永 英光	佐伯 出
塩崎 武司	久門 渡	渡邊 良一	山内 サダ子
森川 義彦	越智 哲雄	渡部 仁志	服部 和子
青野 久美	玉井 泰三	有馬 馨	山ノ内盈裕

○欠席委員

瀬川 政子

○出席顧問

明比 昭治	渡部 浩
-------	------

○欠席顧問

玉井 実雄	藤田 光男
-------	-------

真鍋局長	ただ今から西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の第１０回会議を開会いたします。 開会に当たりまして、合併協議会の会長からごあいさつを申し上げます。
伊藤議長	皆さん、こんにちは。 開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。 本日は、委員の皆様には、お盆にも入りまして、またこの悪天候の中、ご出席を賜りましてまことにありがとうございます。 また、次回の協議会ということになりますが、ご報告申し上げます。また、小松町の真鍋行義議長さんが任期であります８月２４日をもって委員をご勇退されとのことでございます。真鍋議長さんには当協議会発足の日から委員としてご就任をいただきましていろいろご支援、ご活躍いただきましたこと、この場を借りまして御礼申し上げたいと、このように存じます。 次に先般の小松町議会の選挙におかれまして、再選をされました佐伯出議員さんには、まことにご当選おめでとうございます。心からお喜び申し上げます。引き続きご支援をよろしくお願いいたします。 さて、本日の協議会は、前回の協議会でお願いいたしましたように、住民負担、あるいはサービスに関する案件の調整が整いましたので、ご協議をいただくこととしております。また、議会議員の定数、任期の取扱いなど、３件につきましても調整整いましたので、本日、追加案件としてご提案させていただき、ご協議をいただくこととしております。このことから、本日の案件は、追加案件を含め

伊藤議長	まして、協議案件１４件の議題を予定しております。どの項目も住民生活にかかわる案件などでありまして、委員の皆様におかれましては、なにとぞ忌憚のないご意見をお願いいたしますとともに、案件が多くありますことから、時間、長くなろうかと思いますが、精力的なご協議、ご協力をお願いいたしまして、ごあいさついたします。 きょうは、県議本当にどうもありがとうございました。御礼申し上げます。
真鍋局長	ありがとうございました。 それでは、ただいまから議事に入りたいと思いますが、会議の議長は、合併協議会規約第１０条第２項の規定によりまして会長が務めることとなっておりますので、議長を会長にお願いしたいと思います。 なお、ご発言の際に、挙手をいただければ、事務局職員がマイクをお持ちいたしますので、それをご使用いただきますようお願いを申し上げます。 また、本日の委員参加数は、２９名中、２８名でございますので、本日の会議は成立しておりますことをまずご報告申し上げます。 また、報道関係者から撮影の申し出もありましたので、許可しておりますことをあわせてご報告申し上げます。 それでは、会長、議長をよろしくお願いいたします。
伊藤議長	それでは、規約に基づきまして、議長を務めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

伊藤議長	それでは、早速、会議次第の３、議事に入らせていただきます。 継続協議事項となっておりました協議第１０号「地方税の取扱い（その１）について」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。
白石次長	議長。
伊藤議長	第２調整班長。
白石次長	協議第１０号継続協議「地方税の取扱い（その１）について」ご説明をいたします。 第１０回会議資料の２ページをご覧ください。 調整方針案といたしましては、「２市２町で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする」とします。 １ 個人市民税の均等割の税率については、地方税法第３１０条の規定により２,５００円とする。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 ２ 個人市民税の普通徴収に係る納期については、西条市の例を基本に調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 ３ 法人市民税の法人税割の税率については、西条市、東予市の例（制限税率１４.７％）による。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 ４ 固定資産税の納期については、西条市の例を基本に調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。

白石次長	5 軽自動車税の納期については、東予市の例により調整する。」 以上の調整方針案について、協議会で確認をいただくものでございます。 第5回の協議会において、この中で、3の「法人市民税の法人税割の税率は、西条市、東予市の例（制限税率14.7%）による。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。」調整方針案に関しまして、委員から、法人市民税の増税となるものと減税となるものについては、口頭による説明ではなく、資料によって説明してほしい旨、指摘がございました。この点につきましては、付属資料（その1）、大きい方の資料でございますが、（その1）の9ページから10ページに示しております。 9ページをお開きください。 新市移行における法人市民税の推移でございますが、平成13年度の税収実績をベースに試算したものでございます。 法人市町民税の2市2町の延べ企業数は、上の方に書いておりますが、3,190社でございます。うち法人税割を納税しているのは、1,611社でございます。現状における均等割と法人税割納税額の合計額は、14億8,296万8,000円であります。 薄く黒く塗っているところでございますけれども、法人税割について、制限税率の14.7%に統一すると、丹原町と小松町の法人228社が税率アップとなりまして、1,267万4,000円の増税となります。一方、標準税率12.3%に統一いたしますと、西条市と東予市の法人1,383社がこれはダウンしまして、1億8,445万6,000円の減税となります。「法人税割」のみでの増減税にならない税率は、14.6%になります。

白石次長	次に、分割法人が新市になると統一されることにより、２市２町全体で１４０社、２，２１０万３，０００円の減額となります。うち、丹原町、小松町の２町に関係する企業数は９４社でございまして、１，５３５万４，０００円の減額となります。 分割法人が納付する均等割税額は、関係する行政数から１行政体になると、１４０企業で全体で２，２１０万３，０００円の減額となり、均等割の税額は２億８，８２１万９，０００円から２億６，６１１万６，０００円に減ります。その結果、法人税割については、制限税率を採用したとしても、平成１３年度の法人市（町）民税総額より、薄く塗っておりますが、 で書いておりますけど、９４２万９，０００円の減額となります。 一方、標準税率を採用しますと、均等割の減と合わせまして、現状より２億６５５万９，０００円の減額となります。 よって、現在のトータルとしての税収額を現在の水準に近いものに維持する上からも、法人税割については制限税率で統一することを調整方針案とさせていただいたものでございます。 ３の欄でございますが、下の方ですが、次に、２町に視点を移しますと、丹原町、小松町の企業に制限税率を採用した場合、２２８企業、１，２６７万４，０００円の増額に対し、分割法人数９４社の均等割が１，５３５万４，０００円の減となり、差し引き２６８万円の減税となります。 次に、１０ページをお開きください。 丹原町、小松町の法人のうち、均等割の納税企業数が５３６社あり、うち、均等割のみの納税企業数が３０８社、また、均等割プラス法人税割の納税企業数が２２８社です。このうち、分割法人、上

白石次長	の方にありますが、３３社と、下の方の欄ですが、６１社の計９４社が市町の合併によりまして統一されることにより、均等割税額が、一番下のところに数字がありますけれども、１,５３５万４,０００円減ります。また、法人税割納税の２２８社のうち、６１社は分割法人で、均等割の減がございます。 最終的には、一番下に記載しております丹原町、小松町の単独法人１６７社ございますが、これで、合計７２３万６,０００円の増税となり、１社当たり平均４万３,０００円の増となり、影響を受けることとなります。 以上、「法人市民税」の試算結果について報告をいたしました。 そのほかの内容につきましては、第５回等の協議会で説明をしておりますので、省略をさせていただきます。 よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。
伊藤議長	ただいま事務局から説明ありました協議第１０号につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。 はい、どうぞ、玉井委員。
玉井委員	これは、お願いでございます。ここまで資料を出していただいて、非常に状況についてよくわかったんですが、結局のところ、１６７社において１社当たり４万３,０００円の増税になりますよということです。この点について、これから住民説明会等開かれていきますので、ぜひとも十分説明されて、できる限りの納得していただくような方向でお願いしたいと思います。これはお願いでございます。

伊藤議長	そのほかどなたかございませんか。 (「なし」の声あり)
伊藤議長	それでは、協議第１０号「地方税の取扱い（その１）について」は、調整方針案のとおり確認させていただいたものいたします。 次に入ります。同じく継続協議事項となっておりました協議第１５号「地方税の取扱い（その２）について」を議題いたします。 事務局より説明を求めます。
白石次長	議長。
伊藤議長	白石調整班長。
白石次長	協議第１５号継続協議「地方税の取扱い（その２）について」説明を申し上げます。 第１０回会議資料の３ページをお開きいただきます。 地方税の取扱い（その２）についての調整方針案といたしましては、「１、入湯税については、東予市、小松町の例による。２、前納報奨金に係る報奨金の算定基準については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。３、納税貯蓄組合は、東予市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。納税貯蓄組合長大会は、西条市の例により調整する。」 以上の調整方針案について、協議会でご確認をいただくものでご

白石次長	ざいます。 お手元の A 3 大の大きい付属資料（その 1）の 11 ページから 12 ページに、個々の項目ごとに 2 市 2 町における現況と調整内容をお示ししております。ご覧をいただきたいと存じます。 詳しい調整内容につきましては、第 6 回の協議会で説明をしておりますので、省略をさせていただきます。 以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。
伊藤議長	ただいま事務局から説明ありました協議第 15 号につきましてのご質問、ご意見、ございますでしょうか。 どなたもございませんか。 （「なし」の声あり）
伊藤議長	それでは、協議第 15 号「地方税の取扱い（その 2）について」は、調整方針案のとおり確認させていただいたものといたします。 次に、同じく継続協議事項となっておりました協議第 28 号「一般職の職員の身分の取扱いについて」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。
倉田次長	議長。
伊藤議長	総務班長。

倉田次長	第 10 回会議資料の 4 ページをお願いします。 協議第 28 号「一般職の職員の身分の取扱いについて」、前回からの継続協議分でございますが、ご説明いたします。なお、詳細な説明につきましては、前回、提案時にいたしましたので、省略をさせていただきます。 それでは、調整案でございますが、職員の身分の引継ぎにつきましては、合併特例法の規定によりまして、新市の職員として引き継ぐこととしますため、「西条市・東予市・丹原町及び小松町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。」としております。 次に、職員数につきましては、その適正化を図るため、「職員数については、合併後新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。」としております。 次に、職名につきましては、2 市 2 町に相違がありますことから、「職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に西条市の例をもとに調整し、統一を図る。」としております。 次に、職階につきましては、これにつきましても、2 市 2 町に相違がありますことから、「職階については、合併時に西条市の例をもとに級分類を調整し、統一を図る。」としております。 次に、給与につきましては、2 市 2 町で給料表に相違がありますことから、「職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、現給を保証したうえで、合併時に西条市の例をもとに調整し、統一を図る。」としております。 なお、関係いたします資料につきましては、前回ご説明いたしま

倉田次長	したので省略させていただきますが、付属資料（その１）の１５ページから２０ページにそれぞれお示ししておりますので、ご参照いただきたいと思います。 以上で説明を終わります。よろしくご協議をお願いいたします。
伊藤議長	ただいま事務局から説明申し上げました協議第２８号につきましてのご質問、ご意見を賜りたいと存じます。どなたからでもご発言をお願いいたします。
井上委員	議長。
伊藤議長	井上委員。
井上委員	１点だけ、ちょっとお尋ねいたしたいと思います。 ２市２町の一般職の職員はすべて新市に職員として引き継ぐものということで、これは当然のことだと思うんですが、この資料を見ますと、周桑病院の職員数が条例定数よりも実職員も非常に多ございまして、一つの自治体ぐらい十分ございますわね。そういう人が、この人も当然、一般職として引き継がれるだと思いますが、その場合に、病院の位置づけというのはどういう形になるのか。その組織内で、新市の組織の下で運営をされるのか。また、企業団としては残らないと思いますが、その辺はどういう形になるのか、教えていただきたいと思います。
伊藤議長	総務班長。

倉田次長	周桑病院の職員数が多いということなんですが、これは、この前、一部事務組合のときでもご説明しましたけれども、実は、事務職員は、２０名程度でございまして、あと看護婦とか、お医者さん、そういう数がかんりの数を占めております。そういうことでご理解いただきたいと思います。 なお、周桑病院につきましては、市立病院として存続すると。引継ぐということになっておりまして、その組織のあり方につきましては、現在、調整中ございまして、合併時までには調整をさせていただくことにしておりますので、よろしくお願いをいたします。
伊藤議長	井上委員。
井上委員	説明では、市民病院として存続をしていかれるという、運営していかれるようございしますが、この市民病院として運営していかれるとなると、今までより対象の人員が倍以上になると思います。そんなことで、その辺に対しましての対応を、運営をうまく調整をしていただくことをひとつ要望しておきたいと存じます。 以上です。
伊藤議長	他にはございませんか。 (「なし」の声あり)
伊藤議長	特段ないようございします。 それでは、協議第２８号「一般職の職員の身分の取扱いについて」

伊藤議長	は、調整方針案のとおり確認させていただいたものといたします。 次に、同じく継続協議事項となっておりました協議第２９号「各種事務事業（消防防災関係）の取扱い（その１）」について」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。どうぞ。
矢葺次長	協議第２９号「各種事務事業（消防防災）関係の取扱い（その１）」継続協議分についてご説明いたします。 会議資料の５ページをお開きください。 このことにつきましては、前回の第９回協議会に提案いたしました協議項目で、継続協議となっているものでございます。 調整方針案は、「１ 防災会議及び地域防災計画。 防災会議については、合併時に新たに設置する。地域防災計画については、新市移行後速やかに作成する。 ２ 水防協議会及び水防計画。 水防協議会については、合併時に新たに設置する。水防計画については、新市移行後速やかに作成する。 ３ 防災行政無線。 県地上系及び衛星系防災行政無線については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。移動系及び地域防災行政無線については、新市移行後速やかに調整する。」として、ご提案しており、ご確認をいただくものでございます。 説明資料につきましては、Ａ３の会議付属資料（その１）の２０ページから２２ページに、また２３ページには関係法令を、２４ページには先例地の事例をお示ししております。

矢葺次長	説明につきましては、前回の説明と重複いたしますので、省略させていただきます。 以上、簡単ではございますが、ご説明いたしました。ご協議よろしくをお願いいたします。
伊藤議長	ただいま事務局から説明申し上げました協議第２９号につきましてのご質問、ご意見等ございませんでしょうか。ございませんか。 (「なし」の声あり)
伊藤議長	はい。 それでは、協議第２９号「各種事務事業（消防防災関係）の取扱い（その１）について」は、調整方針案のとおり確認させていただいたものいたします。 次に、同じく継続協議事項となっております協議第３０号「各種事務事業（人権・同和対策関係）の取扱いについて」を議題いたします。 事務局より説明を求めます。第２調整班長。
白石次長	協議第３０号継続協議「各種事務事業（人権・同和対策関係）の取扱いについて」説明をいたします。 会議資料の６ページをご覧ください。 調整方針案といたしましては、「人権・同和対策（教育）事業については、これまでの取り組みの経緯を踏まえ、新市においても引き続き実施するものとする。」としております。

白石次長	この調整方針案について、協議会でご確認をいただくものでございます。 お手元の A 3 大の付属資料、大きい資料でございますが、（その 1）の 25 ページから 28 ページに、個々の項目ごとに 2 市 2 町におけます現況と調整内容をお示ししておりますので、ご覧をいただきたいと存じます。 詳しい内容の説明につきましては、前回の協議会で説明をしており、重複しますので、省略をさせていただきます。 以上、人権・同和対策関係について説明を申し上げました。 よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。
伊藤議長	ただいま事務局からご説明申し上げました協議第 30 号につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。 （「なし」の声あり）
伊藤議長	はい。 それでは、協議第 30 号「各種事務事業（人権・同和対策関係）の取扱いについて」は、調整方針案のとおり確認させていただいたものといたします。 次に、新規協議事項といたしまして、協議第 32 号「各種事務事業（国民健康保険事業関係）の取扱いについて」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。

白石次長	議長。
伊藤議長	白石班長。
白石次長	協議第 3 2 号「各種事務事業（国民健康保険事業関係）の取扱いについて」説明を申し上げます。 お手元の第 1 0 回会議資料の 7 ページ、8 ページをご覧ください。 調整方針案といたしましては、それぞれお示しをしているような調整内容となっております。詳細なことにつきましては、付属資料で個々に説明を申し上げます。 それでは、付属資料、A 3 大の大きい資料をお願いします。（その 1 ）の 3 0 ページをお開きください。 ここには、個々の項目ごとの調整方針の総括表となっております。 ご承知のように、国民健康保険は、市町村が保険者となりまして、世帯主から保険税を徴収して運営するものでありますが、2 市 2 町におきましては、税率や保険制度の運営状況も各市町で異なります。 新市になりましては、一つの保険者となることから、なるべく早い時期に各制度の統一が望ましいと思われます。これらのことを踏まえまして、各事項の調整を行いました。 3 1 ページをお開き願います。 まず、国民健康保険税でございますが、医療分と介護分におきまして、2 市 2 町の平成 1 4 年度におけます被保険者 1 人当たりの税額につきましては、「課題」の欄にお示ししていますようになっております。

白石次長	1の税率については、「合併する年度の翌年度に統一する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。また、急激な負担増を緩和するため、財政支援措置を講ずることとし、その額については、保険給付費等の状況を勘案しながら調整する。なお、期間は、平成17年度から3年間を目安とする。」という調整内容としております。 2の応益割に係る軽減措置については、7割、5割、2割軽減を実施している、「西条市、東予市、丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。」 3の納期については、「低所得者にも負担を願うものであり、納付を容易にするため分割回数をふやすことで、8期としている東予市、丹原町の例を基本として調整する。ただし、12月の納期の日 は、これは御用納めの関係でございますが、26日とする。」としております。 32ページをお開きください。 1 短期人間ドッグ・脳ドッグ対象者、助成割合については、2市2町で差異がありますので、次の内容で調整する。 「(1)短期人間ドッグについては、35歳以上を対象とし、年齢の上限を設けていない西条市の例により調整する。 (2)脳ドッグについては、35歳以上から70歳未満を対象としている東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。 (3)短期人間ドッグと脳ドッグの重複受診の可否については、東予市、丹原町及び小松町の例により、つまり認める方向で調整する。 (4)助成割合については、8割として調整する。」

白石次長	2 はり・きゅう助成事業については、施術料の7割を補助しているものですが、その施術料については、政府管掌健康保険療養費支給基準による形としまして、「東予市の例により調整する。」 33ページをお願いいたします。 保険貸付事業のうち、「1 高額療養費貸付事業につきましては、貸付対象者の要件が異なっておりまして、第三者行為に該当、これは交通事故等でございますけれども、これに該当しない世帯主の要件を加味してございます、西条市の例により調整する。 国保連合会からの借入金は、平成15年度末に清算し、平成16年度は自己財源とし、新市において、平成17年度予算から計上する。 2 出産費貸付事業につきましては、西条市は制度はありませんが、制度のある東予市、丹原町、小松町の例により調整する。」 34ページをお願いいたします。 1 出産・育児一時金給付事業につきましては、2市2町で差異がないので、「現行のまま新市に引き継ぐ。」としております。 2 葬祭費給付事業については、西条市のみが1万円で、他の1市2町が1万5,000円でございますが、高い方の「東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。」としております。 35ページには、先例地の事例を記載しております。 よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。 以上です。
伊藤議長	ただいま事務局から協議第32号につきましてご説明申し上げましたが、これにつきまして、私の方から補足説明をいたしたいと思

伊藤議長	います。座ったままでやらさせていただきます。 協議第３２号、各種事務事業（国保関係）における財政支援措置について、ただいま事務局より提案説明を申し上げました。その中で、税率に關しましての調整内容（案）について、「合併する年度の翌年度に統一する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。また、急激な負担増を緩和するため、財政支援措置を講ずることとし、その額については、保険給付費等の状況を勘案しながら調整する。なお、期間は、平成１７年度から３年間を目安とする。」としております。 この財政支援措置とは、一般会計から国民健康保険、すなわち特別会計への繰り越しを意図しております。これは、２市２町間で、現在、ご案内のように税率の格差があり、その結果として、１人当たりの税額に差が生じております。そこで、公平性の観点より、平成１７年度から税率を統一することが適当と判断されますので、これについて、税率の低い団体の国民健康保険被保険者は、急激な負担増が予想されます。つきましては、住民負担の激変を緩和するため、平成１７年度から３年間を目安に、総額におきまして１０億円以内の財政支援をしたいと考えております。４年目移行はどうなるんだということではありますが、４年目移行の税率につきましては、新市における平成１９年度までの保険給付費等の推移を見ながら、その時点での判断がなされるものと思います。 以上であります。 本案に關しましてのご意見、ご質問を承りたいと存じます。どなたからでもご発言をお願いいたします。 これも中身の濃いことでもありますので、協議第３２号、「各種事

伊藤議長	務事業（国民健康保険事業関係）の取扱い」につきましては、次回の合併協議会までの継続協議とさせていただいてよろしゅうございますか。 （「異議なし」の声あり）
伊藤議長	そのようにさせていただきます。 次に、協議第３３号「各種事務事業（介護保険事業関係）の取扱いについて」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。第１調整班長。
矢葺次長	協議第３３号「各種事務事業（介護保険事業関係）の取扱いについて」ご説明いたします。 会議資料の９ページ、１０ページをご覧ください。 このことにつきましては、分科会、専門部会及び幹事会で協議調整されたものをご提案するものでございます。 調整方針案は、「介護保険事業計画。 介護保険事業計画については、新市移行後、速やかに統一した事業計画を策定する。 介護保険運営協議会。 介護保険運営協議会については、西条市の例により調整する。ただし、委員定数、任期等については、合併時に調整する。 介護認定調査、介護認定審査会。 １ 介護認定調査については、公平公正な調査が行われるよう、合併時に調整する。

矢葺次長	２ 介護認定審査会については、公平公正な構成な審査が行われるよう、合併時に調整する。 保険給付。 １ 介護給付及び予防給付については、現行のとおりとする。 ２ 市町村特別給付については、サービスの低下にならないよう高齢者福祉事業で対応する。ただし、合併する年度は、現行のとおりとする。 介護保険料の賦課徴収。 １ 保険料については、介護保険事業計画に基づき、適正な保険料を算定し、統一する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 ２ 賦課期日・納期については、国民健康保険税の納期を考慮し、東予市、丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 低所得者対策（介護保険料軽減措置）。 低所得者対策（介護保険料軽減措置）については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。」 以上の調整方針案について、ご提案するものでございます。 それでは、会議付属資料でご説明いたします。 会議付属資料、Ａ３版の（その１）の３６ページをお開きください。 このページは、介護保険事業関係の総括表でございます。 総括表の左の欄には各項目を、右の欄には調整方針案をお示ししております。

矢葺次長	調整方針案は、先ほど申し上げましたとおりでございます。 ３７ページをご覧くださいと思います。 介護保険事業計画でございますが、介護保険事業計画は、２市２町では、介護保険法に基づき、国が定める基本指針に即して、３年ごとに５年を１期とする当該市町が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を資料にお示しのとおり、それぞれに定めております。 介護保険事業計画は、介護保険事業を円滑に実施する上で重要な計画でございます。合併が行われますと、新市の事業計画を策定する必要があることから、調整方針案は、「介護保険事業計画については、新市移行後速やかに統一した事業計画を策定する。」といたしております。 次のページをご覧くださいと思います。 介護保険運営協議会でございますが、介護保険運営協議会については、介護保険の円滑な実施の確保に資するため、各市町に設置しておりますが、介護保険運営協議会の事務で事業計画の見直しを所掌していない西条市と、している東予市、丹原町、小松町に違いがあります。このことから、調整する必要があるとございます。このことについての調整方針案は、「介護保険運営協議会については、西条市の例により調整する。ただし、委員定数、任期等については合併時に調整する。」といたしております。 ３９ページをお開きください。 介護認定調査、介護認定審査会でございますが、１の介護認定調査については、資料にお示ししておりますように、調査方式が２市２町で異なり、調整が必要でございます。なお、平成１５年３月末

矢葺次長	現在の認定者数は、資料のとおりでございます。調査方式についての調整方針案は、「介護認定調査については、公平公正な調査が行われるよう合併時に調整する。」といたしております。 2の介護認定審査会でございますが、被保険者の申請により要介護あるいは要支援の状態にあること及び介護の必要の程度について審査判定を行う審査会を、西条市、東予市はそれぞれ単独で、また、丹原町、小松町は共同で設置しておりますが、委員定数や運営など、2市2町に差異があり、調整する必要があります。調整方針案は、「介護認定審査会については、公平公正な審査が行われるよう合併時に調整する。」としております。 次のページをご覧ください。 保険給付でございますが、1の介護給付及び2の予防給付については、資料にお示しのとおり、2市2町に差異はございません。したがって、調整方針案は、「介護給付及び予防給付については、現行のとおりとする。」としております。 次に、3の市町村特別給付でございますが、東予市のみで実施しております紙おむつ購入費支給は、「要介護1～5の認定を受けている。在宅で介護を受けている。紙おむつを必要としている」のすべての要件を満たしている者に対し、1ヶ月の紙おむつ購入費用の9割相当額を支給するもので、月額6,000円を限度とした制度でございます。他の1市2町では、高齢者福祉事業の介護用品支給事業として実施しており、調整が必要でございます。調整方針案は、「市町村特別給付については、サービスの低下にならないよう高齢者福祉事業で対応する。ただし、合併する年度は、現行のとおりとする。」としております。

矢葺次長	4 1 ページをお開きください。 介護保険料の賦課徴収でございますが、1、保険料については、2市2町において、それぞれの介護保険事業計画に基づき、適正な保険料を算定しており、第1号被保険者、つまり65歳以上の人の所得段階別保険料は、資料にお示ししておりますとおりでございます。先ほど申し上げましたとおり、介護保険事業計画は、新市移行後速やかに統一した事業計画を策定する案でございますので、保険料についてもこの計画に基づき適正な保険料を算定する必要があり、調整方針案は、「保険料については、介護保険事業計画に基づき、適正な保険料を算定し、統一する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。」といたしております。 次に、2の保険料の賦課期日・納期でございますが、資料にお示ししておりますとおり、賦課期日は、毎年度4月1日で2市2町に差異はございません。次に納期でございますが、西条市9期、東予市・丹原町8期、小松町5期で、2市2町に差異があり、調整が必要でございます。このことについての調整方針案は、「賦課期日・納期については、国民健康保険税の納期を考慮し、東予市、丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。」といたしております。 4 2 ページをお開きください。 低所得者対策（介護保険料軽減措置）でございますが、低所得者対策として、保険料減免制度の運用を図り、一時的に負担能力が低下した者、もしくは要保護者に準ずる生活困窮者の経済負担を緩和し、もって市民福祉の向上に資する目的で、平成15年度から西条市で実施している制度でございます。軽減の内容については、第2

矢葺次長	段階の保険料を第１段階の保険料に軽減するものでございます。このことについては、西条市のみの制度であります。新市全体に適用するとして調整方針案で、「低所得者対策（介護保険料軽減措置）」については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。」といたしております。 ４３ページには関係法令を、また、４４ページには、先例地の事例をお示ししております。ご参照いただきたいと思います。 以上、ご説明いたしました。ご協議よろしく願いいたします。
伊藤議長	ただいま事務局から説明申し上げました協議第３３号につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。 塩崎委員。
塩崎委員	西条の塩崎ですが、この介護保険のスタートした時分に、介護保険を知らなければ損をする保険制度だということで、皆さん、住民の人にかなり詳しく説明してまわったと思っておるんですが、やはり認定の１から５までの間の要介護なんかの分についての認定の仕方で、委員さんのあれで、認定の仕方にばらつきがあるんじゃないかというようなことを聞いておるんですが、今度のこの２市２町になって、具体的な調整内容が公平公正な調査が行われるよう、合併時に調整するというような決まり文句になっておるんですが、そこらあたりはどういうようなお考えであるのか。参考までに聞かせていただいたらと思うんですが。
伊藤議長	事務局。

矢葺次長	この点につきましては、専門的なことになりますので、分科会長においでいただいておりますので、分科会長の方からお答えをいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
伊藤議長	皆さん、よろしゅうございますか。
	(「はい。」の声あり)
伊藤議長	それでは、分科会長。
阿蘇介護保険分科会長	失礼します。介護保険分科会長の阿蘇と申します。 先ほど塩崎委員からのご質問に対しましてお答えをさせていただきます。 まず、介護認定審査会におきまして、認定をするわけなんですけれども、その認定には、委員さんおっしゃったように、要支援から要介護１から５までの認定と、それと非該当、自立というものも含めると、７段階での認定になります。その認定につきましては、第１次判定ということで、訪問調査によります全国共通の７９項目におけます身体調査を行います。それと、主治医の意見書、それを持って第１次判定をしていきます。第２次判定につきましては、それぞれ介護認定審査会というものを各市町で組織化しておりますけれども、その組織化しておる中で、その委員さんには、お医者さんとか、それとか理学療養士、作業療養士、もしくは看護師、保健師、社会福祉士等で構成されております認定審査会によります第２次判定を行います。その第２次判定によりまして、その本人の介護

阿蘇介護保険分科会長	の時間、状態によって認定が決められておりますので、調査項目につきましても、７９項目、全国共通でございます。そして、委員につきましても、それぞれ各市町、そういった各学識のある方々がついておりますので、そういった中で、より違いがないような、公正公平な形の中で認定調査が行われるように、今後調整していきたいということでございますので、ご理解賜ったと思います。 以上でございます。
伊藤議長	ご質問に対する答えでございます。
塩崎委員	よくわかりました。ありがとうございました。
伊藤議長	そのほかございませんか。 それでは、ご意見はないようでありますけれども、協議第３３号「各種事務事業（介護保険事業関係）の取扱い」につきましては、次回の合併協議会までの継続協議とさせていただきたいと存じますが、ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
伊藤議長	次に、協議第３４号「各種事務事業（福祉関係）の取扱いについて」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。
白石次長	議長。

伊藤議長	白石班長。
白石次長	協議第34号「各種事務事業（福祉関係）の取扱いについて」説明をいたします。 お手元の第10回会議資料の11ページと12ページをご覧ください。 調整方針案としましては、各種事務事業（福祉関係）の取扱いについて、大きく分けまして、「1 高齢者福祉」、「2 障害者福祉」、「3 児童福祉」、「4 母子福祉」及び「5 その他福祉」の5つの分野の項目につきまして、それぞれお示しをしておりますような調整内容としております。詳細なことにつきましては、付属資料で個々に説明を申し上げます。 それでは、付属資料、大きい資料でございますが、A3大の（その2）をお願いいたします。（その2）の1ページをお開きいただきたいと存じます。 1ページから2ページに調整方針の総括をお示しをしております。 3ページをお開きください。 最初に、「高齢者福祉」の分野でございますが、まず、高齢者保健福祉計画については、現在、2市2町でそれぞれ平成15年から19年度を計画年度とした計画を策定しておりますが、新市として、平成17年から19年の3ヶ年間の見直しをするため、新市移行後、速やかに統一した計画を策定するとしております。 4ページをお願いいたします。 生きがい活動支援通所事業につきましては、介護保険の対象とならない虚弱高齢者等を対象に、現在、市や町の福祉施設にバスで送

白石次長	迎いたしまして、給食、入浴等各種サービスを提供している事業でございますが、利用対象者、利用基準等に違いがございますので、新市移行後、速やかに調整するものとしております。 5 ページをお願いします。 介護用品支給事業につきましては、在宅の寝たきり高齢者に対する紙おむつ等の支給でございます。実施方法については、国庫補助と市町単独を両方を採用しておりますのが、西条市、小松町でございまして、西条市、小松町の例により調整する。 事業内容については、国庫補助対象、これは要介護 4、5、ちょっと障害の重い方でございますが、要介護 4、5 で市民税非課税世帯のもの、これが国庫補助対象でございますが、これは月額 6,000 円以内。単独事業は月額 5,000 円以内で支給をしております小松町の例により調整するとしております。具体的には調整内容欄を見ていただきたいと思います。 利用対象者については、在宅の要介護 1 から 5 に認定された介護保険の被保険者または 6 ヶ月以上の寝たきり者等でございます、おむつを必要とする者とする。利用者負担については、西条市、丹原町、小松町の例、これは無料としておりますが、利用者負担については無料により調整するとしております。 6 ページをお願いします。 高齢者タクシー料金助成事業については、西条市と東予市に制度がありまして、対象者を満 75 歳以上の在宅の高齢者で、前年所得税が非課税世帯の者を対象としております西条市の例により調整するとしております。 7 ページをお願いします。

白石次長	激励介護事業につきましては、介護している家族に対して労をねぎらうものでございますが、介護券を発行するものです。これは西条市のみの制度でございまして、西条市の例により調整するとしております。 8ページをお開きください。 長寿者等表彰事業につきましては、西条市の欄でございますけれども、数え101歳以上は1万円相当の記念品、数え100歳には10万円相当の肖像画、施設訪問には果物盛りかごや菓子を支給しております西条市の例により調整する。 金婚夫婦表彰については、敬老会で実施するものとして調整するとしております。具体的には調整の内容の欄を見ていただきたいと思います。 9ページをお開きください。 これは、敬老祝金支給事業でございますけれども、毎年9月15日現在において75歳以上の方で、引き続き1年以上住民基本台帳に記載されている方又は外国人登録をしている方に、1人3,000円を支給しております西条市の例により調整するとしております。 10ページをお願いいたします。 敬老会でございます。実施方法については、委託方式をとっております西条市の例により調整するとしております。対象者については、数えと満がございしますが、満75歳以上としている西条市、東予市の例により調整する。実施時期については、敬老月間、これは9月でございます。9月中に開催することとして調整する。88歳以上の記念品については、西条市の例により、金婚記念品については、東予市の例、これは一組4,000円以内でございます、により

白石次長	調整するとしております。 次に、「障害者福祉」の分野でございますが、１１ページをお願いいたします。 公共施設使用料減免については、身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている障害者等を対象として、公共施設の使用料の減免を一括して規定している条例が西条市にあります。新市全体に適用していくこととして、西条市の例により調整するとしております。 １２ページをお願いいたします。 在宅寝たきり等心身障害者（児）介護手当については、月額５,０００円を支給している西条市のみの制度でございますが、新市全体に適用していくため、西条市の例により調整するとしております。 １３ページをお開きください。 重度障害者（児）のタクシー利用助成事業につきましては、現在、西条市、東予市のみの制度でございますが、年間１人につき２４枚の助成券を交付している東予市の例により調整するとしております。 １４ページをお願いします。 障害者紙おむつ支給事業については、在宅で長期にわたり寝たきりにある心身障害者（児）に対し、１人当たり月６,０００円以内の紙おむつを支給している丹原町の例を基本に調整するとしております。 １５ページをお願いします。 在宅心身障害者見舞金支給事業については、現在、東予市のみの制度でございますが、廃止の方向で検討するとしております。 １６ページをお願いします。

白石次長	重度心身障害者医療費助成事業については、医療費にかかる住民の自己負担額の助成でございます。東予市のみが、県補助事業以外に、「３級の身体障害者手帳又はＩＱ５０までの療育手帳所持者で所得税非課税世帯の者」を対象として、市単独で上乗せ補助をしております。調整内容としましては、福祉施策の一環として、東予市の例により実施し、随時調整するとしております。 １７ページをお願いします。 次に、「児童福祉」の分野でございますが、放課後児童クラブ運営事業については、小学校１年生から３年生のほかに、障害児については６年生までを対象児童としている西条市の例により、実施時間は、学校授業日は放課後から午後６時まで、学校休業日は、午前８時３０分から午後６時までとしている東予市の例により、費用負担については、無料としている西条市、小松町の例により調整する。指導員の配置基準については、新市移行後、速やかに調整するとしております。 １８ページをお願いします。 保育所の保育料については、国の徴収基準額を基に、２市２町の中で一番料金の低い水準にございます東予市の例を基本として調整するとしております。ただし、合併する年度は、それぞれ旧市町の例によるとしております。 ２１ページをお願いします。 一時保育促進事業については、普段、保育園に通園していない児童を一時預かり保育をするものでございます。公立保育所での実施については、現行のとおりとする。私立保育所での実施については、保育時間に違いがあることから、新市移行後も当分の間現行どおり

白石次長	とし、随時調整するとしております。 22ページをお願いします。 延長保育促進事業については、2市2町の保育所で事業は実施しておりますが、利用料金及び延長時間に違いがございます。調整内容としましては、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 23ページをお願いします。 乳幼児医療費助成事業については、医療にかかる住民の自己負担分についてでございます。3歳の誕生日の属する月の月末までの通院保険給付と、6歳に達する日以降の最初の3月末日までの入院保険給付をすべて公費助成としている、これは県費補助事業については、2市2町同じでございます。東予市のみが、この県補助事業の上に市単独で上乘せをしております、通院対象を1歳延長してございます。これにつきまして、調整内容としましては、少子化対策、子育て支援策の一環として、東予市の例により実施し、随時調整するとしております。 24ページをお願いします。 次に、「母子福祉」の分野でございますが、母子家庭及び父子家庭小口資金貸付事業については、事業実施を母子寡婦福祉会へ委託し、貸付限度額を1件5万円としております丹原町の例を基本に調整する。また、保証人については1名をとっております西条市の例により調整するとしております。 25ページをお願いします。 母子家庭等児童入学支援金支給事業については、母子家庭等の児童が小学校、中学校に入学するに際しまして、祝金を支給する事業

白石次長	でございますが、新市移行後、速やかに西条市の例により調整するとしております。 ２６ページをお願いします。 次に、「その他福祉」の分野でございますが、婦人相談・保護に関しましては、現在、西条市のみが婦人相談員１名を雇用しまして、婦人保護を目的として各種相談に応じております。これにつきまして、西条市の例により調整するとしております。 ２７ページをお願いします。 災害見舞金支給事業につきましては、現在、西条市と丹原町のみ制度がございますが、西条市の例により調整するとしております。 最後に２８ページをお願いいたします。 戦没者追悼式、慰霊祭でございますけれども、これは、戦没者、消防・警察殉職者を対象とした西条市の例にならない合同慰霊祭とする。参列する遺族については、会場の規模により検討する。実施する日時、場所については、新市移行後、速やかに調整するとしております。 以上、福祉関係について説明を申し上げました。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。
伊藤議長	ただいま事務局から説明ありました協議第３４号につきましてのご意見ございませんか。 何様多岐にわたります。本件も、私の方から次回協議会までの継続協議とさせていただきたいと存じますが、よろしゅうございますか。

伊藤議長	(「異議なし」の声あり) それで、お忙しい方もいらっしゃると思いますが、このあたりで約１０分程度のトイレ休憩を含めましての休憩をとりたいと思います。この会場の時計で、開始４５分でもって再開をしたいと思いますが、よろしく願いしたいと思います。 それでは、休憩といたします。 (休 憩)
伊藤議長	それでは再開いたします。 次に、協議第３５号「各種事務事業（保健関係）の取扱いについて」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。
白石次長	議長。
伊藤議長	第２調整班長。
白石次長	協議第３５号「各種事務事業（保健関係）の取扱いについて」、説明を申し上げます。 第１０回会議資料の１３ページと１４ページをご覧ください。 調整方針案としましては、１ 健康教育（母子保健）から９の中川診療所までの項目につきまして、それぞれお示しをしておりますような調整内容としております。詳細なことにつきましては、付属

白石次長	資料で個々に説明を申し上げます。 付属資料 A 3 大の大きい資料をお願いします。（その 2）の 3 0 ページをお開きください。 3 0 ページに、各種事務事業（保健関係）の取扱いについて、各項目に対する調整方針の総括をお示ししております。 3 1 ページをお開きください。 まず、健康教育（母子保健）でございますが、1 母親・両親学級については、初妊婦とその夫を対象としている西条市と東予市の例により調整する。ただし、合併する年度については、それぞれの旧市町の例によるとしております。内容、回数については、新市移行後、速やかに調整する。 2 離乳食講習会では、対象と実施回数に違いがございますが、4 ヶ月児検診にあわせて実施する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 3 2 ページをお願いいたします。 次に、健康診査（母子保健）でございますが、1 妊婦一般健康診査は 2 市 2 町差異がないので、現行のとおりとする。 2 乳児一般健康診査は、受診票の交付時期については、新市移行後、速やかに調整する。対象については、統一して、前期（5 ～ 6 ヶ月）、後期（9 ～ 1 0 ヶ月）とする。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 3 乳児健康診査は、対象については 4 ヶ月児の時期が適当と判断されることから、西条市、東予市の例により調整する。ただし、合併する年度については、それぞれの旧市町の例による。健診内容、回数については、新市移行後、速やかに調整する。

白石次長	３３ページをお願いします。 ４ １歳６ヶ月児健康診査及び５の３歳児健康診査は、「母子保健法」で健診が義務づけられているものでございます。いずれも対象については、「西条市、小松町の例により調整する。また、健診内容、回数については、新市移行後、速やかに調整する。」としております。 ３４ページをお願いします。 次に、健康相談（母子保健）でございますが、「１ 乳幼児健康相談は、対象月数を決めず、乳幼児健康相談として、各保健センターで毎月１回実施する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。」としております。 ３５ページをお願いします。 次に、集団健康教育（老成人保健）でございますが、これは、１ 歯周疾患、２ 骨粗鬆症から、４０ページをお願いしたいんですが、９ 家庭介護教室、１０ 女性の健康教室まででございますけれども、３５ページから４０ページにまたがりますが、健康教育の種類、対象、内容については、２市２町に違いがございます。調整内容としては、「新市移行後、速やかに調整する。」としております。 ４１ページをお願いします。 今度は、個別の健康教育（老成人保健）でございます。４１ページでございますが、「高血圧、高脂血症、糖尿病を統一して実施する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。」 ４３ページをお願いいたします。 健康診査（老成人保健）でございますが、健康診査の種類と対象者の年齢基準及び徴収金額に違いがございます。「健康診査の種類

白石次長	については、１、総合健診、２、個別基本健診、３、骨粗鬆症健診、４、肺がんＣＴ健診、５、肺がん・結核健診。対象年齢については、原則として１８歳以上とするが、結核健診は１５歳以上、大腸がん・腹部超音波検診は３０歳以上、乳がんマンモグラフィー・肺がんＣＴ検診は４０歳以上、前立腺がん検診は５０歳以上、骨粗鬆症検診は４０・４５・５０・５５・６０・６５歳とする。」としております。 ４８ページをお願いします。 先ほどの徴収金でございますが、西条市のみ受診者の徴収金を課しておりません。「西条市の例により調整する。」つまり平成１７年度から受診者には無料ということで調整する。としております。 ４９ページをお開きください。 総合健康相談（老成人保健）でございますが、保健士や栄養士が相談に応じるものでございますが、対象、内容、回数に違いがございます。これにつきましては、「新市移行後、速やかに調整する。」としております。 ５１ページをお願いします。 重点健康相談（老成人保健）でございますが、２市２町で健康相談の種類に違いがございます。これも「新市移行後、速やかに調整する。」としております。 ５３ページをお願いいたします。 介護家族健康相談（老成人保健）につきましては、新市移行後速やかに、先ほど説明しました４９ページにあります「総合健康相談」を活用する、つまり総合健康相談の中で一緒に実施していくよう調整する。としております。

白石次長	５４ページをお願いいたします。 予防接種でございますが、課題としまして、学童、これは小中学生でございますが、への二種混合、これはジフテリア、破傷風でございますが、その二種混合、それから日本脳炎の予防接種は、西条市のみ個別接種で実施しております。東予市、丹原町、小松町では、集団接種で実施しております。また、周知方法が異なることや、他市町村の住民が接種する場合、乳幼児については、西条市のみが無料にしております。調整内容につきましては、「西条市の例により調整する。」としております。 ５６ページをお願いします。 保健センターの管理運営でございますが、現在、２市２町にそれぞれ保健センターがございます。調整内容は、「現行のまま４保健センターを新市に引き継ぎ、合併時に調整する。」としております。 ５７ページをお願いいたします。 丹原町立中川診療所については、「現行のまま新市に引き継ぐ。」としております。 以上、「各種事務事業（保健関係）の取扱いについて」説明を申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。
伊藤議長	ただいま事務局からご説明申し上げます協議第３５号につきましてのご意見、ご質疑を伺いたいと存じます。 特段ないようであります。本件、協議第３５号「各種事務事業（保健関係）の取扱いについて」は、次回合併協議会までの継続協議とさせていただきたいと存じます。よろしゅうございますか。

	(「異議なし」の声あり)
伊藤議長	次に、協議第３６号「各種事務事業（消防防災関係）の取扱い（その２）について」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。
矢葺次長	議長。
伊藤議長	矢葺調整班長。
矢葺次長	協議第３６号「各種事務事業（消防防災関係）の取扱い（その２）について」ご説明いたします。 会議資料の１５ページをお願いいたします。 このことにつきましては、分科会、専門部会及び幹事会で協議調整されたものをご提案するものでございます。 消防防災関係の取扱い（その２）についての調整方針案は、「消防団の組織については、西条市、東予市、丹原町及び小松町の消防団の代表者と協議しながら、合併時に統合する。 西条市、東予市、丹原町及び小松町の消防団員は、すべて新市の消防団員として引き継ぐ。 団長及び副団長の選任については、合併時に調整する。 団員定数については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市移行後計画的に調整する。」 以上の調整方針案をご提案するものでございます。 それでは、会議付属資料でご説明いたします。

矢葺次長	会議付属資料の（その３）の１ページをお開きください。 消防団の組織及び団員定数でございますが、消防団については、消防組織法の規定に基づき、各市町で条例・規則を定め、消防団を設置しております。２市２町の現況でございますが、消防団の組織及び各分団の活動地域は、資料にお示ししておりますとおりでございます。合併が行われますと、非常時の指揮命令系統の統一やスムーズな情報伝達など消防事務を的確に処理する必要があるため、合併時に統合するとした調整方針案で、「消防団の組織については、西条市、東予市、丹原町及び小松町の消防団の代表者と協議しながら、合併時に統合する。 西条市、東予市、丹原町及び小松町の消防団員は、すべて新市の消防団員として引き継ぐ。 団長及び副団長の選任については、合併時に調整する。」としております。 次に、団員定数でございますが、各市町の条例で定数を定めております。それぞれの地域の実情や歴史的経緯によって定められているもので、このことについての調整方針案は、「団員定数については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市移行後計画的に調整する。」としております。 ２ページをお開きください。 ここには、関係法令、また先進地の事例をお示ししております。ご参照いただきたいと思います。 以上、ご説明いたしました。ご協議よろしく願いいたします。
伊藤議長	ただいま事務局からの説明ありました協議第３６号につきまして

伊藤議長	のご意見、ご質問等ございませんでしょうか。。 どうぞ、久門委員。
久門委員	西条の久門です。 私も勉強不足で、この団員数の数を見る限りでは、西条市と東予市、小松町、丹原町の数と余りにも西条市の実数が少ない。これは、ちょっとご説明いただきたいんです。これでいいのかどうか。現状ですね。
伊藤議長	どうぞ。
矢葺次長	この実数につきましては、先ほども申し上げましたように、それぞれの地域の実情もございまして、団員定数が人口当たりとか、それぞれの規定があって定められているものではございませんで、東予市につきましても事情がありまして、数的には多いことにはなっておりますが、これもそういう地域の実情もございまして関係上、こういった調整になっております。したがって、このまま新市に引き継ぎますけれども、計画的に、またあるいは既成団体という形での調整を今後進めていくという考え方でございます。
伊藤議長	久門委員。
久門委員	わかりました。しかし、私は、これぐらいの差がつくのは私も唖然としたんですけれども、やはりこういう安全とか、そういう危機管理とかを見ますと、西条市がもっと今後努力目標というようなも

久門委員	のを、やはり早目に掲げるべきではないかと思うんですが、それはどうなんですかね。議長、会長さん。
伊藤議長	本件につきまして、私ども、定数を 5 5 0 として従来やってまいりました。他の市町さんが、こういった状況を見ましたときに、私どもがいいのか。ただ、機械、あるいは通信等々につきましても、順次整備を行っているところでありますけれども、今、この 5 5 0 が、実は定数を確保するのに、実は状況、ちょっと団の方としてはご苦労なさっている分がある。このことについて、地域安全、特に消防の方たちの先般の台風でもありました。第 2 次災害を絶対起こしたくない、まずは。そういったことからしましても、この少数精鋭にうつるかもわかりませんね。このあたり。現状で私どもは充足をする団と、そうでない分の、特に山間部につきましては、高齢化率が 6 5 %、あるいは 7 割近くまでになっております。団の高齢化に伴いまして、定則が満たされないと、こういうような状況もありまして、それらの割り振りを平坦部でもってやってもらっておる。特に、青年層の入団の希望がないということに対して、私ども実は危機感を持っております。非常に、これ、まさにボランティアの典型的な団、私ども、今ご提言がありました、これは西条市長とのやり取りになりますが、これらにつきましては、また団の方に、問いかけはするべきであろうと、こんなふうに思っておりますが、現状 5 5 0 を維持するのに、実はというところがあるのが事実、西条市です。これが特段の訓練だとか、あるいは消防の出動につきましては、どの地域におかれましても、同じようなことが言えようかと思いますが、年間における大体 3 分の 1 までとは申しませんが、多い

伊藤議長	方は3分の1以上の出勤、稼働をされているわけです。そういった現状を見ましたときに、この入っていきがたいというふうなところがあることも、一つは現状としてありますが、これは、消防長ですね、この皆さん方と協議をしていきたいと。よろしくお願いします。
久門委員	はい、今の市長さんの声、確かにいろいろ歴史的な背景があると思うんですね。東予市、小松町、丹原町。しかし、私も見てたまげて、大変立派だなと思ったんですが、せめて西条市としても努力目標ぐらいは、やはり掲げるべきではないかと思います、今後。 以上です、きょうは答は構いません。
伊藤議長	定数に対する不足はありますね。 どうぞ。真鍋委員。
真鍋委員	団員数もちろんです。これ、高齢化されて減少傾向にあるという実情があるんですが、今までは行政単位でものを考えなければならないという格好ですが、行政区を取っ払われると、例えば、小松地区であれば、氷見に近いとか、あるいは小松の中でも石根地区は丹原に近いとか、いろいろありますよね。そのあたりも、これ要望なんです、考えられるときに、そのあたりも、大変難しいと思うんですが、していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
伊藤議長	他にはございませんか。

	(「なし」の声あり)
伊藤議長	まだまだ意見も出尽くせないところがあると思います。本協議第 36 号につきましても、次回合併協議会までのひとつ継続協議と、このようにさせていただきたいと存じます。 次に、協議第 37 号「各種事務事業（教育関係）の取扱い（その 1）について」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。
矢葺次長	議長。
伊藤議長	はい、どうぞ。
矢葺次長	協議第 37 号「各種事務事業（教育関係）の取扱い（その 1）について」、ご説明いたします。 会議資料の 16 ページをお開きください。 このことにつきましても、分科会、専門部会及び幹事会で協議調整されたものをご提案するものでございます。 調整方針案は、市立小・中学校の通学区域。「市立小・中学校の通学区域については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。」 奨学金貸付事業。「奨学金貸付事業については、西条市の例を基本として、新たな制度を創設する。ただし、合併する年度は現行のとおりとする。なお、合併する年度までに貸付を決定したものについては、引き続き西条市の例による。」

矢葺次長	国際理解教育事業（海外派遣事業）。「国際理解教育事業（海外派遣事業）については、新市移行後も事業を継続し、実施する。ただし、事業内容等については、新市移行後、速やかに調整する。」 学校給食の実施。「１ 調理法式については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 １ ７ページをご覧ください。 ２ 給食費については、新市移行後、速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 ３ 光熱水費の負担方法については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 ４ 保存食代の負担方法については、小松町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。」 幼稚園管理運営。「１ 定数、学級数については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ２ 入園料は、小松町の例により調整し、授業料は国立幼稚園の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 ３ 保育時間については、東予市、小松町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 ４ 給食については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ５ 通園区域については、原則として新市の全域とする。 ６ 通園スクールバスについては当分の間、現行の区域内で新市に引き継ぐ。」 就園援助。「就園援助については、新市移行後、速やかに調整す

矢葺次長	る。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。」 市指定文化財。「市指定文化財については、現行のまま新市に引き継ぐ。」 文化祭。「文化祭については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、関係団体と協議しながら随時調整する。」 各種スポーツ大会。「各市町で行っている各種スポーツ大会は、原則として現行のとおりとする。ただし、統一できるもの、全体で実施した方が効果的なものについては、新市移行後、速やかに調整する。」 以上の調整方針案について、ご提案するものでございます。 それでは、会議付属資料でご説明いたします。 会議付属資料の（その３）の３ページをお開きください。 このページは、各種事務事業（教育関係）の総括表となっております。総括表の左の欄に項目、右の欄に調整方針案をお示ししております。調整方針案は、先ほど申し上げましたとおりでございます。 ４ページをお開きください。 市立小・中学校の通学区域でございますが、２市２町の現況については、西条市は中学校４校、小学校１０校、東予市は、中学校３校、小学校９校、丹原町は中学校２校、小学校５校、小松町は中学校１校、小学校２校で、通学区域は資料のとおりでございます。合併に当たりましては、現行の通学区域を引き継ぐこととして、調整方針案は、「市立小・中学校の通学区域については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。」としております。 ５ページをお開きください。 奨学金貸付事業でございますが、このことにつきましては、西条

矢葺次長	市のみの制度でございます。この制度は、能力があるにもかかわらず、経済的な理由で高校や大学就学が困難な者に対し、奨学金を貸付けし、修学させ、有用な人材を育成するものでございます。新市にこの制度を引き継ぐとした調整方針案で、「奨学金貸付事業については、西条市の例を基本として、新たな制度を創設する。ただし、合併する年度は現行のとおりとする。なお、合併する年度までに貸付決定したものについては、引き続き西条市の例による。」としております。 次のページをご覧ください。 国際理解教育事業（海外派遣事業）でございますが、国際的な視野と感覚を養うとともに国際交流を図る目的で、小松町を除く２市１町で実施しております。現在、２市２町で実施しております事業は、資料にお示ししておりますように、派遣先や派遣人員に違いがあり、また、対象者は東予市、丹原町は中学生を対象としているのに対し、西条市は、中学生と高校生を対象としているなど違いがあり、調整が必要でございます。調整方針案は、「国際理解教育事業（海外派遣事業）については、新市移行後も事業を継続し、実施する。ただし、事業内容等については、新市移行後、速やかに調整する。」としております。 次のページをご覧ください。 学校給食の実施でございますが、まず調理法式でございますが、西条市、東予市は自校方式でございます。丹原町、小松町は共同調理方式でございます。調理場の形態、給食供給対象、給食回数にも違いがあり調整が必要でございますが、施設や地域の実情等により取扱いに差異が生じることは避けられない側面があり、調整方針案

矢葺次長	は、「新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。」としております。 次の給食費でございますが、資料にお示しのとおり差異があり調整の必要がございます。調整方針案は、「新市移行後、速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。」としております。 次の光熱水費の取扱い状況でございますが、このことについては、水道代、電気代は２市２町とも一般会計から支出しておりますが、燃料費（灯油、重油、ガス代）については、各市町で取扱いに違いがあり調整が必要でございます。新市においては、取扱いを統一する必要があり、調整方針案は、「西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。」としております。 保存食代でございますが、〇 - １５７など食中毒の原因究明等のためサンプルの保存に要する費用で、この取扱いにつきましても２市２町に差異があります。このことについての調整方針案は、「小松町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。」としております。 次のページをお開きください。 幼稚園管理運営でございますが、１の定数、学級数については、現況をお示ししておりますが、西条市は１園、定数８０名の３学級、東予市は４園の定数３８５名で１２学級、丹原町は、公立幼稚園はございません。小松町は１園、定数７０名、３学級でございます。調整方針案は、「定数、学級数については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。」としております。

矢葺次長	2の入園料、授業料でございますが、資料にお示ししておりますとおり、入園料は、現在、西条市1人につき2,000円。東予市は、1人につき2,430円。小松町は無料でございます。また、授業料でございますが、西条市は1人月額7,000円。東予市は1人月額6,800円。小松町は1人月額5,500円となっており、2市1町に差異があり調整が必要でございます。調整に当たりましては、入園料は、小松町が現在無料でございますので、小松町の例により調整することとし、授業料については、国立幼稚園の授業料の例に準じて行うこととしており、調整方針案は「入園料は、小松町の例により調整し、授業料は国立幼稚園の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。」としております。 次に、3の保育時間でございますが、資料にもありますように保育時間は西条市と東予市及び小松町とでは保育時間に違いがあります。このことについては、保育時間の長い東予市及び小松町の例によることとし、調整方針案は、「保育時間については、東予市、小松町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。」としております。 4の給食でございますが、給食については、各市町で取扱いに差異がございます。各園の実情や歴史的経緯などを考慮し、調整方針案は、「給食については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。」としております。 5の通園区域でございますが、東予市及び小松町は、各市町の全域を通園区域としているのに対し、西条市は、私立幼稚園との競合を避けるため通園区域を特定して定めております。このことについての調整方針案は、「通園区域については、原則として新市の全域

矢葺次長	とする。」としております。 6の通園スクールバスでございますが、通園スクールバスを運行しておりますのは、東予市のみでございます。東予市では、公立幼稚園の統合に伴い、通園区域の拡大に対する措置として、0.8 km以上の園児の送迎を行っております。1便の乗車人数は園児12名、教諭1名で、使用料は月額2,500円でございます。このことについての調整方針案は、「通園スクールバスについては、当分の間、現行の区域内で新市に引き継ぐ。」としております。 次のページをご覧ください。 就園援助でございますが、就園援助は、幼稚園教育の振興を図る目的で、市町内に居住する幼児を幼稚園に通園させておられる保護者の経済的負担を軽減するため、市（町）民税の課税状況等に応じて、その経費の全部または一部を減免又は補助する制度でございます。 1の公立幼稚園授業料の減免については、資料にお示ししておりますとおり、対象者や減免金額に差異があり、調整する必要がございます。 次に、2の私立幼稚園就園奨励費補助金でございますが、2市2町では、補助金交付規則や要綱に基づき、関係私立幼稚園の設置者が行う減免措置に対し、幼稚園教育に資するため、補助金を交付し、保護者の利便を図る目的で、それぞれに実施しております。対象者及び補助金については、10ページに西条市と東予市を、11ページには丹原町と小松町についてお示ししております。ご参照いただきたいと思います。2市2町に差異があり調整が必要する場合がございます。

矢葺次長	次に、９ページに戻っていただきまして、３の障害児援助でございますが、この制度は、介助を要する心身障害児が在園する幼稚園に対し、当該心身障害児の教育に要する経費について、予算の範囲内において、私立幼稚園特殊教育費補助金を交付するもので、西条市のみの制度でございます。心身に障害のある幼児教育の振興発展のため、新市においても必要な制度でございます。以上のことから、就園援助についての調整方針案は、「就園援助については、新市移行後、速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。」としております。 なお、１２ページには２市２町の幼稚園の状況等参考資料をお示ししております。ご参照ください。 １３ページをお開きください。 市指定文化財でございますが、各市町の指定文化財は資料にお示ししておりますとおりでございます。指定文化財はすべて新市に引き継ぐこととし、調整方針案は、「市指定文化財は、現行のまま新市に引き継ぐ。」としております。 次のページをご覧ください。 文化祭でございますが、各市町で文化協会等主催事業として開催しておりますが、開催時期、回数、内容が各市町で異なっており調整が必要でございます。文化祭の開催については、文化協会などの意向を踏まえ調整する必要がある、調整方針案は、「文化祭については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、関係団体と協議しながら随時調整する。」としております。 次のページをご覧ください。 各種スポーツ大会でございますが、このことについては、教育委

矢葺次長	員会主催事業や共催事業がございますが、各事業については、資料にお示ししておりますとおりでございます。このことについての調整方針案は、「各市町で行っている各種スポーツ大会は、原則として現行のとおりとする。ただし、統一できるもの、全体で実施した方が効果的なものについては、新市移行後、速やかに調整する。」としております。 次のページには先例地の事例をお示ししております。ご参照いただきたいと思います。 以上、ご説明いたしました。ご協議よろしく願いいたします。
伊藤議長	ただいま説明のありました協議第37号についてのご質問、ご意見等ございませんか。 どうぞ、玉井委員。
玉井委員	校区の通学区域のところなんですけど、現状でも、例えば、小松町の安井地区なんかの場合に、中学校に通学する場合、直線距離にしたら丹原西中学校の方に大分近いとか、小松中学校より丹原西中学校の方に大分近いとか、そういうふうな問題がやっぱり現在の行政のちょっと境界あたりでは発生してくると思われまして。その辺について、現状の通学している方の意識調査とか、意向調査みたいなものはされているんでしょうか。もし、されていないとしたら、その辺のところ、住民の方の意向を汲み取っていただいて、せっかく行政枠が撤廃されるわけですから、柔軟な対応をしていただきたいと思います。と思う次第でございます。

伊藤議長	事務局、どうぞ。
矢葺次長	校区につきましては、それぞれに現在定めておりますけれども、校区境等、現在も弾力的な運用を行っております。通学区域は新市においても同様の取扱いとなりますけれども、そういった状況が生じた場合には調整してまいりたいというふうに専門部会、分科会の方では考えております。
玉井委員	よろしくお願いします。
伊藤議長	他にございませんか。
	(「なし」の声あり)
伊藤議長	協議第３７号、本号につきましても、「各種事務事業（教育関係）の取扱い（その１）について」は、次回までの継続協議とさせていただきます。 続きまして、本日、お手元に追加議案として配付させていただいております第１０回会議資料（その２）の協議第３８号「議会議員の定数及び任期の取扱いについて」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。
倉田次長	議長。
伊藤議長	どうぞ。

倉田次長	本日追加提案いたしております、お手元にご配付いたしました会議資料（その２）をお願いいたします。 （その２）の１ページをお願いいたします。 協議第３８号「議会議員の定数及び任期の取扱い」につきまして、ご説明をいたします。 調整案をご説明いたします前に、協議会におきまして協議調整が必要な理由につきまして、法的な根拠を含めまして、まずご説明をいたしたいと思いますので、恐れ入りますが、付属資料（その４）というのがございます。それをお願いいたします。 付属資料（その４）の４ページをお願いします。資料の左上をご覧いただきたいと思います。 議会議員の定数及び任期の取扱いについてでございますが、合併が新設合併で確認されていますことから、議会議員におきましても、すべて合併により身分を失い、新市において法令等の定めにより新たに選挙する必要があるございます。しかしながら、議会議員については、合併特例法により定数、任期について特例措置が定められております。この特例は、合併により法令で定められた議員定数とすると、合併前の関係市町議員の総数に対し大幅に減少する場合がありますことから、その激変を緩和し、もって合併に対する障害をなくし、円滑に合併を進めることが目的として定められております。この特例の適用の有無や内容につきましては、合併協議会において協議し、合併調印後に合併議決が行われる関係市町の議会の議決を得て、告示をする手続が必要となっております。この資料の下の方には、それらの法的根拠であります関係法令をお示ししておりますので、ご参照いただきたいと思います。

倉田次長	恐れ入りますが、同じく付属資料なんですが、１ページにお戻りください。 調整案でございますが、「議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第７条第１項の規定を適用し、平成１８年５月３１日まで新市の議会議員として引き続き在任する。」 「地方自治法第９１条第２項の規定による新市の議会議員の定数は、３４人とする。」 「新市においては、合併後最初の選挙に限り、公職選挙法第１５条第６項に規定する選挙区を合併前の関係市町の区域ごとに設けることとし、各選挙区及びその定数は次のとおりとする。西条市の区域１７人、東予市の区域１０人、丹原町の区域４人、小松町の区域３人としております。」 それでは、添付しております資料につきまして、ご説明いたしたいと思います。同じく付属資料の１ページなんですが、下の方をお願いいたします。 １としておりますが、議会議員の定数、任期等ですが、２市２町の法定数、条例定数、現員数、現議員の任期、１年７ヶ月在任特例した場合の在任期間をこの表でお示ししております。議員現員数は、２市２町で７８名となっております。またこの表の一番下には、議員任期４年に対しましての残任期間をお示ししておりますが、１年７ヶ月の在任特例を適用した場合、西条市ですと、３年１ヶ月で、通常より１１ヶ月短くなります。東予市では、２年５ヶ月で１年７ヶ月短くなります。丹原町では４年９ヶ月で、逆に９ヶ月長くなります。小松町では２年９ヶ月で、１年３ヶ月短くなります。このような状況になっておりますので、ご参考にしていきたいと思います。

倉田次長	ます。 次に、その表の下 の 2 の調整方針案による取扱いの方法につきまして、表をもちましてお示ししておりますので、これにつきましては、ご参照いただきたいと思います。 次に、2 ページをお願いします。 3 としまして、新市の議会議員の定数及び任期の選択肢でございますが、これは、合併時の特例などを適用する場合の方法などについてお示ししております。この方法に基づきまして、合併時の調整案を協議しております。方法には、次の 6 つの方法がありますので、ご説明いたしたいと思います。 まず、一番上の原則の場合ですが、これは、合併特例法を適用しない場合で、合併の日から 5 0 日以内に選挙する方法でございます。県内では今治及び越智郡 1 1 か町村合併協議会がこの方法としております。その場合には、選挙区を設けて選挙する方法もございます。伊予地区合併協議会がこの方法を検討しているようでございます。 次に、定数特例の場合ですが、これは、合併特例法第 6 条の規定を適用して、法に定める定数の、この地区の場合 3 4 人でございますが、その 2 倍を超えない範囲の定数で、合併の日から 5 0 日以内に選挙をする方法であります。この場合にも、その下の方に法定数の 2 倍の範囲内の定数をもとに、選挙区を設けて選挙する方法もございます。この方法は、東宇和、三瓶町合併協議会がこの方法としております。 次に、一番下の在任特例の場合ですが、これは、合併特例法第 7 条の規定を適用して、合併時在任する議員全員が、合併後 2 年以内

倉田次長	在任する方法でございます。この方法を採用している先例地は多くございまして、在任の長短はありますが、県内でも宇摩合併協議会、南宇和合併協議会、宇和島・吉田町・三間町・津島町合併協議会、かみうけな合併協議会、内子・五十崎町合併協議会などがこの方法としております。また、この場合、一番下ですが、特例期間経過後の選挙で、選挙区を設けることも可能となっております。 本日提案しております調整案の理由は後ほどご説明いたしますけれども、調整案はこの表の一番下の在任特例を適用し、特例期間経過後は最初の選挙に限り、選挙区を設け選挙する方法としております。 次に、３ページをお願いいたします。３ページには、４としまして、議員の報酬等についてお示ししておりますが、この報酬額につきましては、この後、協議第４０号で別途協議項目でご提案することとしておりますので、よろしくお願いいたします。 以上で資料の説明を終わりますが、次に、ご提案しております調整案の理由につきましてご説明いたします。 まず、特例適用の調整案といたしましては、冒頭でもご説明いたしましたが、合併特例法で定めております特例適用の趣旨であります合併時の激変緩和と円滑な合併の推進を基本としたものであります。現議員は、合併協議に当たり、特に新市建設計画については、計画の段階でかかわってきており、合併後においても、その執行状況を見届ける責任がある。２つ目としましては、合併協議調整事項についても、合併後に調整する事項もあります。合併後は、合併による失職のため、合併関係首長等がいない状況の中で、法的に合併後の一定期間在任を認められている議員が、地域の代表として

倉田次長	責任を持って処理することが必要である。３つ目としまして、合併により行政面積も広範になり、住民の声が反映されなくなる恐れもあることなどから、一定期間、合併前の議員が在任し、責任を持って見届ける必要があることから、在任特例を適用したわけでございます。 なお、在任１年７ヶ月としておりますが、合併特例法では、２年を超えない範囲とされておりまして、合併後の予算及びその執行状況を見る決算を見届けるには、２年程度必要との考え方もあるようでございます。このような中で合併の趣旨であります行財政の効率化の観点からも検討いたしました結果、新市の平成１７年度、１８年度の当初予算審議を２ヶ年すれば、合併後の事業執行状況も見届ける責任が果たされるのではないかと考えており、このような案としたものでございます。この期間経過後は、法の原則に従い、法定数３４人で選挙することとしておりますが、現議員は、それぞれ各自治体の各地域から選出されており、合併後の過渡期において、周辺地域住民が合併により取り残される不安がある中、地域の声を届けるため、合併市町ごとに最初の選挙に限り選挙区を設け、選挙することとしております。選挙区の定数につきましては、公職選挙法の規定により、国勢調査の人口に比例して定めたものとなっております。 なお、調整案につきましては、２市２町の議員さんのご意見をお伺いして調整したところでございます。 同じく付属資料の５ページをお願いします。 県内先例地の事例をお示ししておりますが、先ほど申しましたように、期間の長短はありますが、在任特例が多いようでございます。

倉田次長	なお、この合併協議で協議いたしまして、その後の事務手続としましては、この特例適用を適用するのには、事務手続としましては、協議会で確認いただいた後は、関係市町、いわゆる、来年の３月になるとと思いますが、合併議決の際に、関係市町の議会の議決を経る必要がございます。定数につきましても、その関係市町の議会の議決を経て初めて成立するということに、事務手続上はなろうと思います。 以上で説明を終わります。よろしくご協議をお願いいたします。
伊藤議長	ただいま事務局からご説明申し上げました協議第３８号につきまして、ご意見、ご質問を賜りたいと思います。 どうぞ。
玉井委員	失礼いたします。まず１点、１年７ヶ月の特例で、任期を延ばすということなんですが、まず、１年７ヶ月というものの根拠を簡潔にお示し願えたらと思います。 それと第２点、１年７ヶ月在任特例した場合、丹原町の議員さんは４年９ヶ月、９ヶ月のもともとの選挙の任期から長くなってしまうと。このことについて、選挙に出られたときは、４年間の任期ということを経験して選挙をされたと思うんですが、これが９ヶ月延びるということに対して、どういうふうなお考えなのかということをお知らせ願いたいと思います。 それと３点目、財政の効率化という観点からすると、原則どおりの３４名の定数で速やかに選挙を行うという選択肢もあると思うんですが、この場合と、この１年７ヶ月任期を延ばした場合、財政

玉井委員	的にはどの程度の影響が、差があるのか、その辺のところの数字を教えてくださいなと思います。この３点。よろしくお願いいたします。
伊藤議長	まず、私の方から玉井委員。１年７ヶ月の在任特例の適用については、ただいま詳しく説明が私はあったと思うんです。本件について、またダブっての説明は私は必要ないこのように思っております。
玉井委員	わかりました。
伊藤議長	大変、議長からこういう発言ですが、ただいまの説明で再度ということになりましたときに、ありますが、あとの２点につきまして、私の方から申し上げるわけにまいりませんが、まず、そちらの方からの説明をいただきたいと思うわけであります。ただいまかなりな説明があったと。１年７ヶ月の在任特例の趣旨の説明につきましては、私はそのように理解しております。どうぞ。
倉田次長	丹原町の場合、９ヶ月長くなるがということでございますが、これ、２市２町それぞれ議員さんの任期が違ってまいりまして、それで、合併の期日もございます。そういう関係で、合併しますためには、この合併特例法を適用いたしますためには、これ致し方ないことではないかと、このように考えております。 それから、原則選挙と、１年７ヶ月した場合の財源的な問題ということでございますが、試算をしたわけですが、これは、後ほど出

倉田次長	てまいりますけれども、あくまでも西条市の例で比較をさせていただきましたが、合併時、即選挙と１年７ヶ月適用した場合には、約４億円多くなるんじゃないかなろうかと。ただし、合併する場合としない場合を比較いたしました。これは、当然しなければならないと思いますが、その場合、１年の単位ではなかなか効果は出るものじゃないということをご承知だと思いますが、１０年単位で効果は出るということで、試算をしてみますと、合併しない場合とこの１年７ヶ月の在任特例で合併する方を比較しますと、１０年間で約１２億円の削減効果が図れるということになっておりますので、ご理解いただきたいと思います。
伊藤議長	どうぞ。私も少し、踏み込んだ発言したかもわかりません。１年７ヶ月についてのただいまの説明のところについての関連質問としたり、私はよろしいかと思います。当初から、再度説明しろというのは、私、ちょっと議長としてのいささかの思いがございますので、特段ご理解賜りたいとこのように思います。以上であります。
久門委員	はい。
伊藤議長	どうぞ。
久門委員	議員さん、私は、今回の合併で、やっぱり議員の皆さん方がこの定数問題とか、時期の問題で非常に関心があったり、そういう市民から見ますと、やっぱり新しい新市の名前がどうだとか、それぞれあると思うんですが、先ほど、今の小松の委員の方に事務局ちょっ

久門委員	と間違いがあったと思うんですが、合併しないとしたときとの違いは言うべきではないと。それだけ１年７ヶ月いくと、４億数千万多くなる。これはいいと思うんですが、それは余分な説明ではなかったかと思う。これは答えてもらう必要はありません。 私自身は、西条市に住んでおって、ホームページ等も、いろいろ間接的に聞いておりますと、意外と西条市の議員さんの中にも、即、５０日以内に選挙をすべきだと。そういうことも非常に出ておる。多分そういう数名の方がそういう案を持たれておるんだと思うんですが、私は、金で例えができないと思うんです、今回の１年７ヶ月というのは。これは賛成ということでは言っているんです。やはり予算を１回組んで、その執行をしてみて、それぞれ２市２町で温度差があるんです。議員さんにもあるし、町民にも、市民にもあるわけですから、やはりそれぐらいな予備段階があって、その執行した後数ヶ月たった一つのものを踏まえて、やはり私は選挙というものに臨むべきだと。そうしなかったら、町民もわからないし、市民もわからない面がある。議員さんも、お互いの心づもりもありますので、それは１年７ヶ月というのは、私は非常にいい一つの選択をしたんではないかと。定数に関しては、当然、これは、いろんな問題で変わっているんですから、今の８０名の方が３４名、それと小選挙区というのも、非常に私はこの地域にとっては、最も１つの選ぶべき道ではなかったかと。私は賛成の意味で報告させていただきました。
伊藤議長	ほかにはございませんか。 それでは、本３８号につきましても、「議会議員の定数及び任期

伊藤議長	の取扱いについて」は、次回合併協議会までの継続協議とさせていただきます。 次に入ります。協議第３９号「農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。
倉田次長	議長。
伊藤議長	事務局。
倉田次長	恐れ入りますが、会議資料（その２）の２ページをお願いいたします。 協議第３９号「農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」をご説明いたします。 調整案をご説明いたします前に、この件につきましても、協議会におきまして協議調整が必要な理由につきまして、法的な根拠を含めまして、まずご説明をいたしたいと思います。付属資料（その４）の１０ページをお願いいたします。１０ページの資料の左上をご覧くださいと思います。 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについてですが、合併が新設合併で確認されていますことから、市町村長など常勤の特別職を初め、農業委員などの非常勤特別職につきましては、法律等で特に認められている場合を除き、合併により身分を失います。そのため、新市において新たに選任、選挙をする必要がございます。しかしながら、農業委員につきましても、合併特例法などによりまして、

倉田次長	定数、任期について特例措置が定められております。また、農業委員会は1市町村1農業委員会が原則ですが、その区域を2つ以上に分けて農業委員会を設置することもできます。この法的根拠につきましては、その下にあります関係法令でそれぞれお示ししておりますので、ご参照いただきたいと思います。合併に伴いまして、特例措置を適用いたしますには、合併特例法の規定により協議会において協議が必要となっております。なお、この協議が整いますと、事務手続としましては、合併議決の際に関係市町の議決を得て初めて成立するということとなっております。 恐れ入りますが、同じく付属資料の6ページにお戻りください。 調整案でございますが、1としまして、「新市に西条市の区域を区域とする農業委員会と、東予市、丹原町及び小松町の区域を区域とする農業委員会の2つの農業委員会を置く。その期間は、平成17年7月19日までとし、その後は1つに統合する。」 2として、「2市2町の農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条の規定を適用し、平成17年7月19日まで新市の住所地を管轄する農業委員会の選挙による委員として引き続き在任する。」 「3、農業委員会等に関する法律第7条の規定による新市の農業委員会の選挙による委員の定数は、40人とする。」 「4、新市においては、農業委員会の統合後、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項に規定する選挙区を合併前の関係市町の区域ごとに設けることとし、各選挙区及びその定数は次のとおりとする。なお、各区域の選挙区区域ごとの定数は、合併時まで調整する。（1）西条市の区域 定数12人で4選挙区制とする。

倉田次長	(2) 東予市の区域 定数 1 4 人で 3 選挙区制とする。(3) 丹原町の区域 定数 9 人で 3 選挙区制とする。(4) 小松町の区域 定数 5 人で 1 選挙区制とする。」としております。 それでは、添付しております資料に 2 市 2 町の農地面積や農業委員数の現状、合併特例の内容などにつきましてお示ししておりますので、ご説明をいたしたいと思います。同じくこのページの下の方をお願いします。1 としておりますが、農地面積等の現状でございますが、表の一番上の合計欄に、2 市 2 町の行政面積がお示ししております。5 万 9 7 8 ヘクタール、続いて農地面積が 7, 7 8 5 ヘクタール、農家数が 8, 4 0 0 戸となっております。この内容が、後で出てまいります、農業委員会を 2 つ以上置けるかどうかの要件となっております。 次に、その下の表でございますが、現在の 2 市 2 町農業委員定数等でございます。それぞれお示ししておりますが、合計で、選挙委員が 8 7 人、選任委員が 2 3 人の計 1 1 0 人となっております。任期につきましては、3 団体につきましては統一選挙日となっておりますが、1 団体任期が異なっている現状でございます。 次に、7 ページをお開きください。 3 としまして、合併時に適用する任期、定数の取扱いについてどの方法をとるかの選択肢でございますが、これは、合併時の特例などの適用をするかどうかについて、その方法をお示ししているものでございまして、これに基づきまして、合併時の調整案を協議しております。 方法には、次の 5 の方法がございますので、ご説明いたしたいと思います。(1) ですが、合併後、1 つの農業委員会を置く場合で

倉田次長	あります。その横の では、原則論として、合併時 40 人以内で 50 日以内に選挙する場合と、その下の では、合併特例法第 8 条を適用して、定数 10 人から 80 人の範囲で、合併後 1 年以内選挙による委員は在任できる特例の 2 つの方法がございます。 次に、その下の (2) でございますが、合併後、2 つ以上の農業委員会を置く場合であります。資料の右の方を見ていただきたいと思いますと思いますが、枠で囲った部分に 2 つ以上の農業委員会を置ける場合の要件をお示ししております。新市の行政面積が 2 万 4,000 ヘクタールを超えるか、農地面積が 7,000 ヘクタールを超える場合には、法律に基づきまして農業委員会を 2 つ以上置いてもよいということになっております。これによりますと、先ほどの 2 市 2 町の行政面積、農地面積と比較していただきますと、法律的には当地域は合併いたしますと、2 つ以上の農業委員会を置くことは可能となっております。 恐れ入りますが、左の方の表にお戻りいただきたいと思います。 2 つ以上農業委員会を置く場合の説明でございますけれども、その横に (2 - 1) というのがございます。これは、2 市 2 町に置かれていた農業委員会の区域と違う区域に農業委員会を置く場合と、その下は (2 - 2) とありますが、同じ区域に農業委員会を置く場合の 2 つの方法がございます。その中で、表の中ほどの 、原則 2 と書いてありますが、 、 につきましては、2 つ以上の農業委員会を従前の区域と違った区域に置く場合の方法でありまして、 は、合併時 40 人以内で 50 日以内に選挙する方法、 は、各農業委員会ごとに 10 人以上 80 人以下で定数を定め、1 年以内の期間、選挙による委員は在任できる特例であります。その下の は、2 市 2

倉田次長	町に置かれていた農業委員会をそのまま置く場合ですが、選挙委員、選任委員とも従前の任期まで在任できる特例でございます。本日もご提案しております調整案は、この表の中のの方法を適用しております。 以上、5つの取扱いについての方法を説明しましたが、からにつきましては、選挙委員のみに適用でありまして、農協や議会からの選任委員は合併により身分を失い、合併時に新たに選任することとなります。その任期は選挙委員と同じ任期となります。 次に8ページをお願いいたします。 4は、合併市町の現在の委員定数、在職委員数についてお示ししておりますが、ご参照いただきたいと思います。 次に、その下の表の5ですが、この調整方針に基づく定数、任期の取扱いにつきまして、表で表してきましたが、これにつきましてもご参照いただきたいと思います。 9ページをお願いいたします。 9ページの6は、合併市町選挙委員の選挙区制の現状とその調整方針をお示ししております。2市2町では、現在、選挙による委員は、条例で選挙区を定めて選挙を行っております。調整案では、選挙区について、新市においても設けることとし、在任期間経過後の平成17年7月20日移行の選挙で適用することとしております。なお、各選挙区内での定数、区域につきましては、合併時まで調整することとしております。 次に、資料にはございませんが、ご提案しております調整案の理由につきまして、ご説明をいたします。 この地域の基幹産業である農業が低迷する現状の中で、地域に密

倉田次長	着した農業施策を実施するには、農家の相談に応じ、農家の実情を把握するなど、常に農家と近い関係にある農業委員の果たす役割は大きいものがあると考えます。このような中、合併により、農地が広域なものになる上、合併時に委員定数の急激な削減となれば、委員と農家の疎遠化をもたらす恐れがあることから、先ほどご説明しましたように委員としての役割を果たすことができない懸念がございます。このため、合併時の混乱が落ち着くまでの一定期間について、合併特例法等の適用をして、従前の委員が引き続き在任して対応することが、円滑な運営のためには好ましいことではないかと考えております。しかしながら、合併の趣旨でもございます行財政の効率化の観点から考えますと、いつまでもこの方法で対応することは、合併の趣旨にも反することになりますことから、その期間は、合併特例法の適用をして、3団体の従前の任期でございます平成17年7月19日までの約8ヶ月間としたものでございます。なお、この期間経過後は、調整案でございますように、農業委員会を統合し、法の原則に従い、法定数の40人で選挙区制により選挙をすることとしております。 次に、選挙区の設置でございますが、地域に密着した農業施策を実施するには、常に農家に近い関係にあって、しかも相談に応じるには、地域の状況を把握していることが必要であり、現状でも選挙区を設けておりますことから、各合併市町の区域ごとに法に定めるところにより、総定数40人の範囲で選挙区を設け、その定数を定めることとしております。 なお、この調整案につきましては、2市2町の農業委員さんのご意見をお伺いして調整したところでございます。

倉田次長	同じく付属資料の１１ページをお願いいたします。 ここには、先例地の事例をお示ししておりますが、事例の最後に山口県の周南市の例がお示ししておりますが、ここでは、合併前の、ここも２市２町の合併でございました。合併前の２市２町の区域にそれぞれ農業委員会を一定期間置くこととしております。これは、ご参考にしていただきたいと思います。 以上で説明を終わります。よろしくご協議をお願いいたします。
伊藤議長	ただいま事務局から説明申し上げました協議第３９号につきましてのご意見、ご質問賜ります。 特段、本日ご発言ございませんか。 でありましたら、本件、協議第３９号「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」につきましては、次回の合併協議会までの継続協議と、このようにさせていただきたいと思います。 次に、協議第４０号「特別職の職員の身分の取扱いについて」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。
倉田次長	議長。
伊藤議長	はい。
倉田次長	同じく会議資料（その２）の３ページをお願いいたします。 協議第４０号「特別職の職員の身分の取扱いについて」、ご説明をいたします。

倉田次長	この案件につきましても、調整案をご説明いたします前に、協議会におきまして協議調整が必要な理由につきまして、簡単にご説明いたしたいと思います。 付属資料（その４）の１７ページをお願いいたします。資料の左上をご覧くださいと思います。 特別職の職員の身分の取扱いでございますが、この案件につきましても、合併に伴いまして市町村の法人格が消滅しますことから、市町村長、助役、収入役、教育長、議会議員、各種行政委員会委員、審議会委員等の特別職は、法律で特例が認められているもの以外は、すべてその身分を失い、新市において法律等に基づき、選任または選挙する必要があるございます。このように合併により身分を失うことから、その取扱いにつきまして協議会におきまして協議をするものであります。なお、協議いたします事項は、特段定められておりませんので、先例地の例にならしまして、常勤の特別職の設置、任期、給料の額。議員の任期、定数、報酬額。行政委員会委員の設置、任期、報酬額。審議会等附属機関の委員等の設置、報酬額など特別職の職員の処遇や、合併後の特別職の職員の設置、人数、任期、報酬など、新市の運営のための基本的な方針について協議をするものでございます。資料には、そのほか新市において行政委員会の選任方法、また特別職に関する法令につきまして、その下の方にお示ししておりますので、ご参照いただきたいと思います。 恐れ入りますが、付属資料１２ページにお戻りください。 調整案でございますが、常勤の特別職につきましては、「市長、助役、収入役及び教育長の設置等については、法令の定めたところによる。給料の額は、西条市の例をもとに調整する。」

倉田次長	次に、議会議員及び農業委員会委員につきましては、その任期、定数につきまして、合併特例法により特例が認められておりますことから、その取扱いにつきましては先ほどご説明いたしました。ここでは、その報酬額につきましてご提案をするものでございます。調整案ですが、「議会議員及び農業委員会委員の報酬額については、西条市の例をもとに調整する。」としております。 次に、行政委員会委員の取扱いですが、「教育委員会委員、選挙管理委員会委員、公平委員会委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、西条市の例をもとに調整する。」 次に、附属機関の委員等の取扱いですが、消防団につきましては、別途協議項目としまして、先ほど協議第36号でご提案いたしましたので、ここでは報酬額につきましてご提案するものでございます。 「その他の条例等で定める特別職の職員については、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。なお、設置に当たっては、より効果的、効率的な体制を検討するものとする。委員数、任期、報酬額等は現行の制度のもとに調整する。」としております。 調整案の常勤の特別職につきましては、法律に基づいた職を設置することとしております。報酬額につきましては、このページの下の方にもお示ししておりますように、2市2町において相違がありますことから、統一を図る必要があります。西条市の例をもとに調整するとしております。 次に、議会議員及び農業委員会委員につきましては、13ページをお願いします。議員の報酬額につきましても、2市2町で相違が

倉田次長	ございます。 １４ページをお願いします。 １４ページの農業委員会の欄でございますが、農業委員会委員の報酬額につきましても、２市２町で相違がありますことから、統一を図る必要があり、西条市の例をもとに調整をすることとしております。なお、長など常勤の特別職及び議会議員につきましては、類似団体との比較により検討も必要でございますが、新しい報酬額の検討となりますので、新市において報酬審議会の意見を聞き、検討することが必要と思います。このことから、合併時の報酬額については、現行額のうち類似団体に近く、また先例地の調整例も参考としまして、西条市の例をもとに調整としたものであります。 次に、行政委員会の委員の取扱いですが、法令に定めております行政委員会については、法令どおり設置することとしております。また、監査委員の勤務形態につきましては、新市の規模、事務量に対応するため常勤で対応することとしております。行政委員会委員の報酬額につきましては、資料の１４ページにございますが、２市２町でも相違がございますことから、統一を図る必要があり、西条市の例をもとに調整することとしております。 次に、附属機関の委員の取扱いですが、１５ページ、１６ページにわたりますが、お開き願います。現在、２市２町には資料にお示ししておりますように、多くの附属機関が設置されておりますが、合併に伴いましてすべて失職しますことから、新市におきまして重複しているものなど整理統合を図るとともに、効果、効率性にも配慮し、必要な附属機関は設置することとしております。また、報酬額につきましては、２市２町に相違がありますことから、統一を図

倉田次長	る必要があり、２市２町の現行額をもとに調整をすることとしております。 ２０ページをお願いします。 先例地の調整事例をお示ししておりますが、当協議会の調整案とほぼ同じような内容となっておりますので、ご参照いただきたいと思います。 以上で、調整案につきましてご説明いたしました。この調整方針案をご確認いただきましたら、可能なものは合併時までに調整をいたすこととしております。 以上で説明を終わります。よろしくご協議をお願いいたします。
伊藤議長	ただいま事務局からご説明申し上げました協議第４０号につきましてのご意見、ご質問ございませんでしょうか。 それでは、協議第４０号「特別職の職員の身分の取扱いについて」、本件は次回の合併協議会までの継続協議とさせていただきます。 以上で、本日の議題はすべて終了いたしました。 委員の皆様のご協力に感謝申し上げます。議長の職を解かせていただきます。本当にありがとうございました。
真鍋局長	長時間にわたりお疲れさまでございました。 それでは、次第の４、その他でございます。本日配付をいたしております会議資料（その２）の４ページをご覧くださいと思います。 その他といたしまして、黒谷地区の境界変更についてでございます。これにつきましては、青野東予市長よりご報告でございます。

真鍋局長	青野市長、よろしくお願いをいたします。
青野副委員長	少し時間をいただいて報告をさせていただきます。 先般、7月30日に黒谷地区の代表の皆さんが来庁いたしまして、朝倉、今治地域への合併を、編入を要望するというふうな申入れがございました。既に大方の経過につきましてはマスコミ報道等でご承知かと思いますが、協議会の委員の皆さん方には大変ご心配をおかけをいたしております。 ちょうど昨年にも合併の枠組みを決定する際に、私も黒谷地区にまいりまして集落の皆さんと懇談会を持ったんですけれども、その時点では編入というふうなお話が一切ございませんでしたので、2市2町の合併に向けまして、一緒に歩んでいただくと、こういうふうなことと私は理解をしております、突然のお話に、正直驚いております。しかし、生活圏から考えますと、地理的に朝倉村に近いというふうなことは多くの方が理解をされておるんだろうと思いますし、黒谷地区の皆さんの気持ちが1つになって、その方向を目指していくと言われるのなら、私は、今、合併協議も山場に入っておりますけれども、住民の意思を大切にしていかなければならないかなというふうなことを考えておりました。 いずれにしても、早く黒谷地区の皆さんと話し合いを持って、真相といいますか、住民の総意を確かめたいということで、8月6日に黒谷地区の方へ出向きました。そのときに、大体、世帯にしまして8割ぐらいの方々に参集をいただいて、また、出席いただけなかった方につきましては、後日、個別に聞き取りをさせていただいて意見聴取をいたしました。その結果として、もちろん朝倉、今治方

青野副委員長	面に編入したいというふうな意見も出されました一方で、子供たちはもう既に東予市や今治市に出て住んでいるということで、現状に、あるいは親類縁者も東予市に多くて、現状の東予市の福祉サービスにも満足しているというふうなご意見も出されまして、聞いておりますと、夫婦間、あるいは親子間、そういったところで意見の食い違いというのがあったような次第です。特に私が黒谷地区の全体の気持ちではないなというふうに感じましたのは、その席の中で話し合いが十分行われてないというふうなご意見が出されまして、黒谷地区の皆さんにとっても大変重要なことですから、十分納得のいく話し合いを持たれて、そして気持ちのまとまりがない状況で進めるということだけは、これは避けなければいけないというふうなことも申し上げさせていただきました。 そういうことから、7月30日にありました要望につきましては、一応、東予市として受け付けておりますけれども、要望に沿うことはできないというふうな市としての正式な見解を出させていただきましたので、昨日、マスコミ発表もいたしておりますけれども、皆さん方にご報告をさせていただきたいと思います。 大変ご心配をおかけいたしまして、ありがとうございました。 以上です。
真鍋局長	ありがとうございました。 それでは、続きまして、第11回会議の開催日時についてご報告をさせていただきます。 お手元の会議資料の18ページをご覧ください。 第11回会議は、この9月26日（金）でございますが、午後1

発言者	議題・発言内容
真鍋局長	時 3 0 分から丹原町文化会館小ホールにおいて予定をいたしております。お忙しいと思いますが、よろしくお願いを申し上げます。 それでは、これをもちまして、第 1 0 回会議を終了させていただきたいと思います。 長時間まことにありがとうございました。